

栃木県ひとにやさしいまちづくり条例の解説

栃木県ひとにやさしいまちづくり条例の解説

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、すべての県民が個人として尊重され、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されることがまちづくりに重要であることにかんがみ、高齢者及び障害者等の日常生活又は社会生活における行動に制限を受ける者（以下「高齢者、障害者等」という。）を含むすべての県民が安全で快適な日常生活を営むとともに、積極的に社会参加ができるような生活環境の整備（以下「ひとにやさしいまちづくり」という。）について、県、市町村、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、ひとにやさしいまちづくりに関する基本方針を定めること等により、ひとにやさしいまちづくりの推進を図り、もって県民の福祉の増進に資することを目的とする。

〔趣旨〕

本条は、本格的な高齢社会の到来への対応や障害者に関するノーマライゼーション思想の普及などを背景にして、すべての県民が、安全で快適な日常生活を営み積極的に社会参加ができる、豊かでいきいきとした福祉社会の形成、具体的には、高齢者、障害者、病弱者、妊産婦、幼児等の行動を阻む様々な障壁を取り除き、すべての県民が自らの意志で自由に行動でき、積極的に社会参加ができるようバリアフリー化による物理的障壁の除去等の生活環境の整備の推進を目的として制定された、ひとにやさしいまちづくり条例（以下「条例」という。）の目的を明らかにしたものである。

従来は、社会システムや県民の意識において、高齢者、障害者等の行動に制約を受ける人々を社会の構成員として受け入れる、いわば、共生の意識が必ずしも十分とはいえない状況にあったともいえるが、今後は、こういった人々をも含むすべての県民が安全快適な日常生活を送るとともに、社会参加が可能となるようなひとにやさしいまちづくりが進められる必要がある。

本条は条例の具体的な対象及び条例に基づいて講じられる施策等によって達せられるべき目的を示すものであり、この条例の解釈及び運用に当たっての基本となるものである。

〔解釈〕

- 「高齢者」については特に定義されていないが、これは、高齢社会対策基本法の例などになったものである。なお、老人福祉法では、介護の措置等の対象者は原則として65歳以上の者とされている。
- 「障害者等」とは、障害者の外に妊産婦、病弱者、幼児、骨折等により一時的に障害を負っている者等を含むものである。
- 「事業者」とは、①法人（商法上の会社、民法上の公益法人等）、②人格なき社団、③事業を営む個人、などをいう。

〔参考〕

- 高齢社会対策基本法では、高齢社会対策の基本理念として、①国民が生涯にわたって就業その他の多様な社会的活動に参加する機会が確保される公正で活力ある社会、②国民が生涯にわたって社会を構成する重要な一員として尊重され、地域社会が自立と連帯の精神に立脚して形成される社会、③国民が生涯にわたって健やかで充実した生活を営むことができる豊かな社会、を掲げている（同法第2条）。
- 障害者基本法では、基本的理念として、①全て障害者は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有するものとする、②全て障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を確保されること、としている（同法第3条）。
- 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下、「バリアフリー法」という。）では、高齢者、障害者等の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上の促進を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする、としている（同法第1条）。

— (定義) —

第2条 この条例において「公共的施設」とは、病院、劇場、集会場、百貨店、官公庁の庁舎、公園、道路、公共交通機関の施設その他の不特定かつ多数の者が利用する施設及びこれに準ずる施設で規則で定めるもの並びにこれらに付帯する施設をいう。

2 この条例において「公共車両等」とは、一般旅客の用に供する鉄道の車両、自動車及び船舶をいう。

〔趣旨〕

本条は、この条例で使用される用語について定義をするものである。

〔解釈〕

- 「公共的施設」とは、病院、劇場、集会場、百貨店、官公庁の庁舎、公園、道路、公共交通機関の施設等のこの条例の対象となる施設であり、栃木県ひとにやさしいまちづくり条例施行規則（平成11年栃木県規則第55号、以下「規則」という。）第2条第1項に具体的に定められている。
なお、公共的施設の詳細については、本書の公共的施設の解説を参照されたい。
- 「付帯する施設」とは、公共的施設に付帯し、一体として効用を果たしている施設をいう。
- 「公共車両等」とは、一般旅客の用に供する鉄道の車両、自動車及び船舶をいい、具体的には、電車、ディーゼルカー、路線バス、観光バス、旅客定期航路船舶、観光船舶等をいう。

— (県の責務) —

第3条 県は、ひとにやさしいまちづくりに関する総合的な施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

2 県は、自ら設置し、又は管理する公共的施設を高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするとともに、ひとにやさしいまちづくりに関する施策の実施に当たっては、市町村との緊密な連携を保つように努めるものとする。

〔趣旨〕

本条は、ひとにやさしいまちづくりに関する県の責務を明らかにするものである。県は、広域的自治体として市町村の区域を超えて施策を実施することはもとより、県全体としてのひとにやさしいまちづくりに関する総合的な施策を策定し実施することとされている。なお、具体的な施策を進めるに当たっての基本方針については、条例第7条に規定されているところである。

また、県はこの条例を制定し、県民や事業者に対して高齢者、障害者等の円滑を利用に配慮した施設の整備を求めること等から他に範を示すとともに、県民や事業者の理解と協力を得るためにも、自ら設置し、又は管理する公共的施設の整備に当たっては高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにすることとされている。なお、県の行政施策の推進に当たっては、市町村との緊密な連携が不可欠であるので、そのための努力を行うことも併せて規定されている。

〔解釈〕

- 「総合的な施策」とは、条例第7条に規定する基本方針を踏まえて行われる施策をいう。
- 「設置し、又は管理」とは、県が条例等に基づき設置する場合、又は管理運営を受託する場合をいう。

〔参考〕

- 高齢社会対策基本法では、地方公共団体の責務として、基本理念にのっとり、高齢社会対策に関し、国と協力しつつ、当該地域の社会的、経済的状况に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する、としている（同法第4条）。
- 障害者基本法では、地方公共団体の責務として、障害者の福祉を増進し、及び障害を予防する責務を有する、としている（同法第6条）。
- バリアフリー法では、地方公共団体の責務として、国の施策に準じて、移動等円滑化を促進するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない、としている（同法第5条）。

— (市町村の責務) —

第4条 市町村は、県の施策と相まって、当該市町村の実情に応じて、ひとにやさしいまちづくりに関する施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

2 市町村は、自ら設置し、又は管理する公共的施設を高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするとともに、ひとにやさしいまちづくりに関する施策の実施に当たっては、県との緊密な連携を保つように努めるものとする。

〔趣旨〕

本条は、ひとにやさしいまちづくりに関する市町村の責務を明らかにするものである。市町村は、基礎的自治体として、地域の実情に即した各種施策を行っているが、ひとにやさしいまちづくりに関しても同様に、地域住民のニーズを反映するなど、その実情に応じた施策を策定し実施することとされている。

また、市町村にあっても、県同様、自ら設置し、又は管理する公共的施設の整備に当たっては高齢者、障害者等が円滑に利用できるようすることとされている。なお、市町村の施策の推進に当たっては、県との緊密な連携が不可欠であるので、そのための努力を行うことも併せて規定されている。

〔解釈〕

- 「県の施策と相まって」とは、条例第3条第1項の規定による県の総合的な施策との協調等を通じて、市町村と県の協力により県全体としてのひとにやさしいまちづくりを、より効果的に推進しようとするものである。
- 「市町村の実情」とは、当該市町村の社会、経済の状況、施設整備の状況、住民のニーズ等のそれぞれの市町村の特性などをいう。

〔参考〕

- 高齢社会対策基本法、障害者基本法及びバリアフリー法の地方公共団体の責務規定については、前条の〔参考〕を参照のこと。

— (県民の責務) —

第5条 県民は、ひとにやさしいまちづくりに関し、理解を深めるとともに、県及び市町村が実施するひとにやさしいまちづくりに関する施策に協力するものとする。

2 県民は、高齢者、障害者等が円滑に利用できるよう配慮して整備された公共的施設及び公共車両等の利用の妨げとなる行為をしてはならない。

〔趣旨〕

ひとにやさしいまちづくりの推進に当たっては、県、市町村はもとより、県民一人一人の果たす役割も重要であることから、本条において県民の責務を明らかにするものである。

ひとにやさしいまちづくりは、県民にとっての安全、快適な日常生活を送るための環境を整備する課題でもある。そのため、県民の十分な理解と協力の下に、ひとにやさしいまちづくりを推進しようとするものである。

また、例えば、視覚障害者向けに整備された歩道の点字ブロック上に自動車や自転車を放置する事例などが見られるが、これらの行為はひとにやさしいまちづくり推進のための施設整備の効果等を減殺することとなるので、効果的なひとにやさしいまちづくり推進の観点から公共的施設及び公共車両等について、高齢者、障害者等の円滑な利用の妨げとなる行為をしてはならないこととされている。

〔解釈〕

- 「円滑な利用の妨げとなる行為」とは、例えば、駅前広場や歩道への自転車等の放置、歩道・通路等への迷惑駐車、広告看板等の歩道へのはみ出し、車椅子利用者用便房等の汚損行為などがある。

〔参考〕

- 高齢社会対策基本法では、国民の努力として、高齢化の進展に伴う経済社会の変化について理解を深め、及び相互の連帯を一層強めるとともに、自らの高齢期において健やかで充実した生活を営むことができることとなるよう努めるものとする、としている(同法第5条)。
- 障害者基本法では、国民の責務として、同法第1条に規定する社会(共生社会)の実現に寄与するよう努めなければならない、としている(同法第8条)。
- バリアフリー法では、国民は、高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性について理解を深めるとともに、これらの者の円滑な移動及び施設の利用を確保するために協力するよう努めなければならない、としている(同法第7条)。

— (事業者の責務) —

第6条 事業者は、その事業の実施に当たって、ひとにやさしいまちづくりに積極的に取り組むとともに、県及び市町村が実施するひとにやさしいまちづくりに関する施策に協力するものとする。

2 公共的施設を設置し、若しくは管理する事業者又は公共車両等を所有し、若しくは管理する事業者は、当該公共的施設又は公共車両等について、高齢者、障害者等が円滑に利用できるように配慮するものとする。

〔趣旨〕

条例第3章に定める公共的施設等の整備を始め、ひとにやさしいまちづくりに果たす事業者の役割の重要性にかんがみ、本条においてはその責務を明らかにするものである。具体的には、事業者もまた地域において活動する存在であり、地域の構成員としてひとにやさしいまちづくりに積極的に取り組むとともに、県及び市町村が実施するひとにやさしいまちづくりに関する施策に協力することを責務として明確にするものである。

また、公共的施設や公共車両等を設置、所有、管理する事業者は、これらの施設の果たす役割の公共性及び重要性にかんがみ、高齢者、障害者等が円滑に利用できるように配慮することとされている。

〔解釈〕

- 「事業者」については、第1条の解釈参照。
- 「管理する事業者」とは、公共的施設や公共車両等の管理の委任を受けた者をいう。

〔参考〕

- 障害者基本法では、交通施設その他の公共的施設を設置する事業者は、障害者の利用の便宜を図ることによって障害者の自立及び社会参加を支援するため、当該公共的施設について、障害者が円滑に利用できるような施設の構造及び設備の整備等の計画的推進に努めなければならない、としている（同法第21条第2項）
- バリアフリー法では、施設設置管理者その他の高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する施設を設置し、又は管理する者は、移動等円滑化のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない、としている（同法第6条）。

第2章 ひとにやさしいまちづくりに関する施策

—（施策の基本方針）—

第7条 県は、次に掲げる基本方針に基づき、ひとにやさしいまちづくりに関する施策を実施するものとする。

- (1) すべての県民がひとにやさしいまちづくりに関する理解を深め、自主的かつ積極的にひとにやさしいまちづくりに取り組むように意識の高揚を図ること。
- (2) 高齢者、障害者等が円滑に利用できるような公共的施設等の整備を促進すること。
- (3) 県、市町村、県民及び事業者が連携してひとにやさしいまちづくりを推進すること。

〔趣旨〕

本条は、条例第3条第1項のひとにやさしいまちづくりに関する県の責務規定を踏まえ、ひとにやさしいまちづくりに関する施策を県が具体的に推進するに当たっての基本となる方針を規定するものである。

第1号では、いわばソフト面からの取り組みについて規定している。すべての県民が、高齢社会の到来への対応や障害者に関するノーマライゼーション思想などについての理解を深めるとともに、自らの意志で積極的にひとにやさしいまちづくりに取り組むことができるよう、県民の意識の高揚を図るための施策を実施することとされている。なお、主要な施策については、条例第2章に規定されている。

第2号では、いわばハード面からの取り組みについて規定している。高齢者、障害者等を含むすべての県民が安全で快適な日常生活を営むとともに、積極的に社会参加ができるような生活環境の整備、即ち、ひとにやさしいまちづくり推進のため、県が設置管理する施設はもとより、事業者の対応を促進するなど公共的施設について高齢者、障害者等を含むすべての県民が円滑に利用できるような施策を実施することとされている。このための

施策については、条例第3章に具体的に規定されている。第3号では、各種施策の実施に当たっては、県、市町村、県民及び事業者の連携によりひとにやさしいまちづくりの推進に当たることとしている。

— (情報の提供) —

第8条 県は、ひとにやさしいまちづくりに関し、県民及び事業者の理解を深め、自発的な活動を促進するため、適切な情報の提供に努めるものとする。

〔趣旨〕

本条は、前条の規定を受け具体的な施策について規定するものであり、県がひとにやさしいまちづくりに関し、適切な情報の提供に努めるべきことを規定している。高齢者、障害者等に県民の誰もが温かい手を差し伸べることが自然であるような社会の形成や高齢者、障害者等が円滑に利用できる公共的施設の整備が推進されるためには、県民及び事業者のひとにやさしいまちづくりについての理解が不可欠であり、また、自発的な活動によることが重要である。そういった、県民及び事業者の理解を深めることなどにつながるような適切な情報の提供に、県は努めることとされている。

〔運用〕

- 「情報の提供」の例としては、①県民、事業者の理解を得るためのパンフレットを始めとする資料、②公共的施設の整備に当たっての留意事項を取りまとめた本マニュアル、③条例やひとにやさしいまちづくりに関する研修会、説明会、シンポジウム、などが考えられる。

— (福祉教育の充実等) —

第9条 県は、高齢者、障害者等に対する県民の理解を深め、思いやりのある心をはぐくむため、高齢者、障害者等の福祉に関する教育の充実及び学習の機会の提供に努めるものとする。

〔趣旨〕

本条は、県がひとにやさしいまちづくりを推進するに当たって、その基盤をなすところの、いわば県民の「福祉のこころ」を涵養するために、高齢者、障害者等の福祉に関する教育の充実及び学習の機会の提供に努めることとされている。

〔運用〕

- 「教育の充実及び学習の機会」の例としては、①学校教育における福祉教育、②生涯教育における対応、③各種研修等のカリキュラムへのひとにやさしいまちづくりに関する項目の組入れ、④ひとにやさしいまちづくりに関する研修会の開催、などが考えられる。

— (保健福祉に関するサービスの効果的提供) —

第10条 県は、高齢者、障害者等が住み慣れた地域において安心して自立した日常生活を営み、及び社会参加をするために必要な保健福祉に関するサービスが効果的に提供されるように必要な施策の推進に努めるものとする。

〔趣旨〕

本条は、県がひとにやさしいまちづくりの推進に当たって、高齢者、障害者等に対する保健福祉に関するサービスの効果的提供に努めるよう規定するものである。

ひとにやさしいまちづくりは、高齢者、障害者等の行動を取り巻く様々な障壁（バリアー）を取り除き、すべての県民が自らの意志で自由に行動できるような生活環境の整備を図ることを目的とするものである。したがって、その前提としては、公共的施設の整備にとどまらず、高齢者、障害者等の自立の促進と社会参加が可能となるような施策が必要とされるものである。

〔運用〕

- 「保健福祉サービス」の例としては、①保健、福祉、医療、就労、社会参加等に関する相談、情報提供等、②保健・医療・福祉の連携推進のための取組、などが考えられる。

— (推進体制の整備) —

第11条 県は、県、市町村、県民及び事業者が一体となってひとにやさしいまちづくりを推進する体制を整備するものとする。

〔趣旨〕

本条は、県、市町村、県民及び事業者が一体となってひとにやさしいまちづくりを推進する体制を整備することについて規定するものである。

本格的な高齢社会に対応するため、また、障害者を特別視せず、一般社会の中で普通の生活を送れるようにするノーマライゼーションの理念を基本に、高齢者、障害者等の自立と社会参加を促進し、ひいてはすべての県民の生活環境の整備・向上を図るためには、県民総参加の下に心の通ったひとにやさしいまちづくりを推し進める必要があり、そのための体制の整備をすることとされているものである。

〔運用〕

- 「推進する体制」の例としては、公私が協働して組織を設置し、①高齢者、障害者等を取り巻く物理的障壁の除去(公共的施設等の整備)、②資格制限等の制度的な障壁の除去(身体障害者に係る運転免許証の取得等)、③文化・情報面の障壁の除去(文字情報の提供、音声情報の提供の充実、④意識上の障壁の除去(啓発活動の実施等)などに取り組むことなどが考えられる。

— (表彰) —

第12条 知事は、ひとにやさしいまちづくりの推進に関して著しい功績があると認められる者又はひとにやさしいまちづくりの模範となる公共的施設等を整備した者を表彰することができる。

〔趣旨〕

本条は、ひとにやさしいまちづくりを推進するため、著しい功績を上げた者又は模範的公共的施設等を整備した者を表彰できることとしたものである。

〔運用〕

- 「表彰」は、栃木マロニエ建築賞の一環等として行われることが考えられる。

— (財政上の措置) —

第13条 県は、ひとにやさしいまちづくりを推進するために、必要な財政上の措置を講ずるように努めるものとする。

〔趣旨〕

本条は、県として、ひとにやさしいまちづくりを推進するために、必要な財政上の措置を講ずるように努力することを規定するものである。

〔参考〕

- 高齢社会対策基本法では、法制上の措置等として、政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない、としている（同法第7条）。
- 障害者基本法では、法制上の措置等として、政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上及び財政上の措置を講じなければならない、としている（同法第12条）。
- バリアフリー法では、国は、移動等円滑化を促進するために必要な資金の確保その他の措置を講ずるよう努めなければならない、としている（同法第52条の2）。

第3章 公共的施設等の整備

第1節 公共的施設の整備

— (公共的施設の整備基準) —

第14条 知事は、公共的施設の構造及び設備の整備に関し、高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために必要な基準（以下「整備基準」という。）を定めるものとする。

- 2 整備基準は、出入口、廊下、階段、昇降機、便所、駐車場その他の知事が必要と認めるものについて、公共的施設の区分に応じて規則で定めるものとする。

〔趣旨〕

本条第1項は公共的施設の整備基準を定めることについて規定し、第2項は出入口や廊下等の整備箇所に応じて、公共的施設の区分毎に、整備基準を定めることとしたものである。

ひとにやさしいまちづくり推進のためには、とりわけ高齢者、障害者等の行動を阻む様々な障壁を取り除き、自らの意志で自由に行動できるよう、多数の県民が広く利用する公共的施設（建築物、道路、公園、駅等）について、安全かつ快適な構造への改善を進める必要があり、そのため公共的施設のすべてについて適用される望ましい整備基準を定めるものである。

なお、具体的な整備基準、整備箇所、公共的施設の区分は規則で定められている。

〔解釈〕

- 「整備基準」は、公共的施設が不特定かつ多数の者が利用する施設及びこれに準ずる施設であることから、これらの者が利用する部分に限って対象となるものである。銀行の店舗を例に取れば、利用客（不特定かつ多数の者）が使用する部分（いわばカウンターの外側）が整備基準の対象となり、行員（特定の者）が執務する部分（いわばカウンターの内側）は、原則として対象とならないこととなる。

—（整備基準の遵守）—

第15条 公共的施設の新築、増築、改築、移転、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第14号に規定する大規模の修繕又は同条第15号に規定する大規模の模様替（以下「新築等」という。）をしようとする者（施設の用途を変更して公共的施設としようとする者を含む。）は、整備基準を遵守しなければならない。ただし、地形又は敷地の状況、建築物の構造、沿道の利用の状況、事業者の負担の程度その他やむを得ない理由により、整備基準による整備が困難であると知事が認める場合は、この限りでない。

〔趣旨〕

本条は、公共的施設の新築等を行う者は、ひとにやさしいまちづくり推進の観点から前条第1項に定める整備基準を遵守すべきことを定めたものである。

ただし書は、公共的施設の新築等に当たって、地形等の様々な条件の制約を受けて行われる場合や個々の事業者の状況により整備基準の遵守が客観的に困難であることも想定されることから、その条件や状況に応じて弾力的な運用が行えるようにしたものである。したがって、その適用は、ひとにやさしいまちづくり推進の観点を基本に置きつつ、整備基準による整備が困難であると真に止むを得ないと認められる場合に限定されるものである。

〔解釈〕

- 「大規模の修繕」とは、建築物の主要構造部（壁、柱、床、はり、階段等）の一種以上について行う過半の修繕をいう。
- 「大規模の模様替」とは、建築物の主要構造部の一種以上について行う過半の模様替をいう。

〔運用〕

- 「地形若しくは敷地の状況」により整備基準による整備が困難である場合とは、①傾斜の急な土地の建築物で、車椅子使用者が施設に到達することが物理的に困難な場合（建築物の車椅子使用者対応部分の免除）、②前面道路と敷地との間の高低差が著しく敷地面積の関係上、傾斜路の設置が困難な場合（建築物の車椅子使用者対応部分の免除）、③狭隘な敷地に建築するため駐車場スペースの確保が困難な場合（車椅子使用者用駐車施設の設置免除）、などが考えられる。
- 「建築物の構造」により整備基準による整備が困難である場合とは、①木造、プレハブ等の建築物の増改築や公共的施設への用途の転用に当たって、強度の関係からエレベーターが設置できない場合（エレベーターの設置免除）、②既存の建築物の増改築に当たり、整備基準に達していなかったエレベーターをスペースの確保が困難なため基準に達成できるようにできない場合（既存エレベーターの継続使用）、などが考えられる。
- 「沿道の利用の状況」により整備基準による整備が困難である場合とは、高速道路内の建築物で、自動車による利用以外は考えられない場合（敷地内通路の整備免除）などが考えられる。
- 「事業者の負担の程度その他やむを得ない理由」により整備基準による整備が困難である場合とは、個別の事情を勘案して判断することとなる。

〔参考〕

- 整備基準は、現段階における公共的施設のすべてについて適用される望ましい整備基準を定めるものであるが、おおむねバリアフリー法の義務基準に準拠しており、同法の誘導基準と比較すると低い水準の基準となっている場合もある。したがって、公共的施設の整備に当たっては、条例の整備基準を達成すればよいといった対応にとどまらずに、より積極的にバリアフリー法の誘導基準を達成するなどの取り組みも望まれるところである。

—（特定施設の新築等の届出）—

第16条 公共的施設のうち規則で定める施設（以下「特定施設」という。）の新築等を行う者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出をした者は、当該届出の内容の変更（規則で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

〔趣旨〕

前条で、公共的施設の新築等を行う者は、整備基準を遵守することが定められているが、本条では、公共的施設のうち特定施設に該当するものの新築等を行う者は、あらかじめ、知事に届出を行うこととされている。

また、届出内容の変更を行う場合も同様とされている。

〔解釈〕

- 「公共的施設」については、第2条の解釈参照。
- 「特定施設」とは、公共的施設のうち本条第1項の規定により、新築等に当たってあらかじめ知事に届け出を必要とする施設をいい、規則第2条第2項に具体的に定められている。

なお、特定施設の詳細については、本書の特定施設の解説を参照されたい。

- 「軽微な変更」とは、規則第5条で「整備基準に係る届出内容の変更を伴わない変更」とされている。

〔運用〕

- 届出書の提出先は、建築物の場合、建築確認と同様に県土木事務所又は特定行政庁であり、建築物以外の場合、県保健福祉課である（巻末の届出・相談先を参照）。
- 届出書の様式は、規則の別記様式第1号に定められている。なお、別記様式第1号に記載の「延べ床面積」とは、建築基準法施行令第2条第1項第4号「延べ面積」のことである。
- 「あらかじめ～届け出」とは、新築等の工事に着工するまでに届出を行うことをいうものであり、建築物の場合、実務上は、建築確認申請以前又は建築確認申請と同時に届出を行うこととなろう。

—（指導又は助言）—

第17条 知事は、前条の規定による届出があった場合において、当該届出に係る特定施設が整備基準に適合しないと認めるときは、当該届出をした者に対し、必要な指導又は助言を行うことができる。

〔趣旨〕

本条は、届出内容によると特定施設が整備基準に適合していない場合、特定施設の新築等を行うため届出を行った者に対して必要な指導又は助言を行うことができる、とするものである。

〔解釈〕

- 「指導又は助言」とは、条例第15条において整備基準のいわば遵守義務が課されているにもかかわらず、届出内容が整備基準に適合していない場合に、整備基準に適合するよう行われるものである。

—（工事完了の届出）—

第18条 第16条の規定による届出をした者は、当該届出に係る工事を完了したときは、速やかに、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

〔趣旨〕

本条は、第16条の規定に基づく届出を行った特定施設の新築等を行った者が工事完了後は、速やかに、その旨を届け出なければならない、とするものである。

〔運用〕

- 届出書の提出先は、第16条と同様である。
- 届出書の様式は、規則の別記様式第3号に定められている。

— (検査) —

第19条 知事は、前条の規定による届出があったときは、当該届出に係る特定施設の整備基準への適合の状況について検査を行うものとする。

〔趣旨〕

本条は、特定施設の整備が行われた場合に、整備基準への適合状況について検査を行うことにより、条例第15条に規定されている条例の遵守義務が履行されているかどうかの確認を行うこととしたものである。

〔運用〕

- 「検査」は、建築物の場合、建築確認と同様に県土木事務所又は特定行政庁が行い、建築物以外の場合、県保健福祉課が行う。

— (既存の特定施設に係る措置) —

第20条 この章の規定の施行の際現に存する特定施設（現に新築等の工事中のものを含む。）を設置し、又は管理する者は、当該特定施設について、整備基準に適合するように努めなければならない。

〔趣旨〕

特定施設の整備に関するこの条例の第3章の規定は平成12年10月1日から施行されているが、本条は条例施行前に設置された特定施設についても、ひとにやさしいまちづくりの趣旨にかんがみ、整備基準に適合するよう建物設置者等に努力を求めるものである。

〔解釈〕

- 「整備基準に適合するように努め」ることは、各事業者の自主性に任されており、新築等の場合と異なり、指導・助言等を行われぬ。しかし、高齢者、障害者等の施設利用を考慮すると可能な限り新築等の場合と同様の施設の改善が望まれる。

— (適合証の交付) —

第21条 特定施設を設置し、又は管理する者は、当該特定施設を整備基準に適合させているときは、規則で定めるところにより、知事に対し、整備基準に適合していることを証する証票(以下「適合証」という。)の交付を請求することができる。

2 知事は、前項の規定による請求があった場合において、当該特定施設が整備基準に適合していると認めるときは、当該請求をした者に対し、適合証を交付するものとする。

〔趣旨〕

本条は、特定施設について、新築等の施設であるか既存施設であるかを問わず、整備基準に適合している場合、設置者等からの請求により適合証を交付することにより、高齢者、障害者等の円滑な利用に配慮した施設であることを証することとしたものである。いわば、適合証は、高齢者、障害者等の行動範囲を拡大することに資するため、整備基準に適合した特定施設であることを利用者に周知するためのものである。

〔解釈〕

- 「適合証」の様式は、条例にも規則にも定められていないため、公募により決定された（113 ページ）。

〔運用〕

- 「請求」は、建築物の場合、届出をし、検査を受けた県土木事務所又は特定行政庁に対して行い、建築物以外の場合、県保健福祉課に対して行うこととなる。
- 適合証の「請求書」の様式は、規則の別記様式第4号に定められている。
- 規則で定められている整備基準は、義務規定のものと努力規定のものがあるが、少なくとも、義務規定である整備基準を達成していれば、適合証は交付される予定である。

— (勧告) —

第22条 知事は、特定施設の新築等をしようとする者が第16条の規定による届出を行わずに当該特定施設の新築等の工事に着手したときは、その者に対し、当該届出を行うべきことを勧告することができる。

2 知事は、第16条の規定による届出をした者が当該届出に係る特定施設の新築等の内容と異なる工事を行ったときは、その者に対し、当該内容の工事を行うことその他必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

〔趣旨〕

本条は、この条例の定める手続きに対する違反等があった場合の規定であり、特定施設について、①新築等の届出を行わずに工事に着手したとき、②新築等の届出内容と異なる工事を行ったとき、には違反者に対して、届出を促す、届出内容による工事を促すなどの必要な措置を取ることを勧告することとしている。

— (公表) —

第23条 知事は、前条の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、当該勧告の内容その他規則で定める事項を公表することができる。この場合において、知事は、あらかじめ、当該勧告を受けた者に対し、公表の理由を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

〔趣旨〕

本条は、前条の規定により勧告を受けた者が勧告に従わない場合の規定であり、勧告の

内容等を公表することにより、条例違反行為を防止し、その遵守を求めようとするためのものである。

〔解釈〕

- 「公表」は、整備基準違反に対する罰則ではなく、条例に定める手続違反者等に対する措置である。
- 「公表の理由を通知し、意見を述べる機会」は、勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わない場合、あらかじめ、公表の理由を通知し、意見を述べる機会を与えた上で、必要な事項の公表を行うものである。
- 「規則で定める事項」は、①勧告を受けた者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）、②勧告を受けた者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）とされている(規則第8条)。

〔運用〕

- 「公表」は、県公報での公示や報道機関へ公表することなどによって行うこととなっている。

— (立入調査等) —

第24条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、特定施設を設置し、又は管理する者に対し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に当該特定施設に立ち入り、当該特定施設の整備基準への適合の状況について調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

〔趣旨〕

本条は、条例の施行に必要な限度において、必要に応じて職員に立ち入り調査等の権限を与え、条例の円滑な施行に資することとしたものである。

〔解釈〕

- 「条例の施行に必要な」とは、①第15条ただし書の規定による整備基準による整備が困難であるかどうかの調査、②第17条の規定による指導又は助言のための調査、③第21条の規定による適合証の交付のための調査、④第22条の規定による勧告を行うために必要な調査、⑤第23条の規定による公表を行うために必要な調査、などが想定される。

〔運用〕

- 「身分を示す証明書」の様式は、規則の別記様式第5号に定められている。

第2節 公共車両等の整備

第25条 公共車両等を所有し、又は管理する者（以下「公共車両等の所有者等」という。）は、その所有し、又は管理する公共車両等について、高齢者、障害者等が円滑に利用できるように努めなければならない。

2 知事は、公共車両等の整備を促進するため特に必要があると認めるときは、公共車両等の所有者等に対し、当該公共車両等の整備の状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

3 知事は、前項の規定による報告があったときは、公共車両等の所有者等に対し、必要な指導又は助言を行うことができる。

〔趣旨〕

第1節では、ひとにやさしいまちづくり推進のため、建築物等の公共的施設について、高齢者、障害者等の円滑な利用に配慮した施設整備について規定しているが、本節は、移動の連続性確保の観点から、公共車両等についても高齢者、障害者等の円滑な利用に配慮した整備に努めることを求める規定である。

〔解釈〕

○ 「公共車両等」については、第2条の解釈参照。

第3節 住宅等の整備

第26条 県民は、その所有する住宅について、居住する者が身体の機能の状況の変化に応じて安全かつ快適な生活ができるようにその整備に努めるものとする。

2 県民は、その居住する地域において、高齢者、障害者等に配慮した住環境の整備及び維持に努めるものとする。

3 住宅を供給する事業者は、高齢者、障害者等が安全かつ快適な生活ができるように配慮された住宅及び住環境が整備された住宅団地等の供給に努めるものとする。

〔趣旨〕

ひとにやさしいまちづくり推進のため、第1節では公共的施設について、第2節では公共車両等について、高齢者、障害者等の円滑な利用に配慮した整備について規定しているが、本節では、個人の住宅等についてもバリアフリー等の観点から整備に努めることを求める規定である。

第4章 雑則

— (国等に関する特例) —

第27条 第16条から第19条まで、第22条から第24条まで並びに第25条第2項及び第3項の規定は、国、地方公共団体その他規則で定める者（以下「国等」という。）については、適用しない。

2 知事は、国等に対し、特定施設及び公共車両等の整備の状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

〔趣旨〕

本条は、国等について、整備基準の適用及びその遵守義務の規定（第14条及び第15条）の適用はあるが、条例の目的や国等の機関の性格から率先垂範して条例に対応すべきものであること、事務処理の簡素化等の観点から届出等の手続きについては不要としたものである。

なお、整備基準に適合していない場合等には、知事は国等に対して必要な報告を求めることができることとされている。

〔解釈〕

- 「規則で定める者」とは、法令の規定により、建築基準法第18条の規定の適用に当たって国又は地方公共団体と見なされるものをいう。具体的には、水資源機構、鉄道建設・運輸施設整備支援機構、地方住宅供給公社、地方道路公社、日本下水道事業団、国立大学法人、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人都市再生機構等をいう（バリアフリー法逐条解説2021（建築物））。

— (条例の適用除外) —

第28条 公共的施設の整備に関し、市町村の条例によりこの条例の規定による整備と同等以上の整備が図られると知事が認めるときは、当該市町村の区域における公共的施設の整備については、第3章第1節の規定の全部又は一部を適用しないことができる。

〔趣旨〕

この条例は、県が制定するものであり、基本的には県内のすべての市町村の区域について適用があるものであるが、本条は、市町村が独自の判断により、この条例と同種の条例を制定し、公共的施設について一定の整備基準を設ける場合は、この条例によった場合と同等又はそれ以上の整備が図られると認められる場合には、当該条例制定市町村の区域については、当該市町村の条例を適用することとし、この条例の第3章第1節の規定の全部又は一部について適用しないことができるとする規定である。

〔解釈〕

- 「全部又は一部」の一部とは、市町村の条例を適用すると県の条例は全部を適用しないとしてもよいのであろうが、主として事業者から県の適合証の交付を受けたい等の要望がある場合に対応できる余地を残すためのものである。

〔運用〕

- 県の条例を「適用しない」市町村については、市町村の条例等の内容について、あらかじめ市町村から県へ協議し、所要の調整のうえ、県の告示などにより指定することとなる。

なお、市町村の条例内容の協議は、①市町村と県との事前協議、②市町村と県との本協議、③協議終了後の県の告示、などの手順によることとなる。

— (規則への委任) —

第29条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

〔趣旨〕

本条は、この条例の施行に関し必要な手続き等の事項は、規則に委任することを規定している。

具体的には、栃木県ひとにやさしいまちづくり条例施行規則が平成11年10月29日に公布されている。

— 附 則 —

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3章、第27条及び第28条の規定は、平成12年10月1日から施行する。

〔趣旨〕

附則は、この条例の施行期日について定めている。

公共的施設等の整備等に関する規定については、事案の性質上、県民への十分な周知期間を確保するため平成12年10月1日から施行し、その他の規定については公布の日(平成11年10月14日)から施行されている。